

## 個人事業者のための

# 確定申告・消費税申告指導会

■日時 2025年

2月25日(火)※、27日(木)、3月4日(火)、6日(木)

※ 消費税申告がある方は2月25日以外での予約をお願いします。

各日ともに裏面①～⑤の時間設定にて予約が必要です。

※ 予約時には、(1)屋号 (2)来場者氏名 (3)連絡先電話番号

(4)該当する方は消費税申告区分 (5)確定申告書枚数 をお伝えください。

指導・相談時間 (1社65分想定 ※12:00～13:00は昼休憩)

① 9:30～10:35      ② 10:40～11:45      ③ 13:00～14:05

④ 14:10～15:15      ⑤ 15:20～16:25

※各時間帯別に先着順となりますので、申込状況によりご希望に沿えない場合があります。

※開始時間10分前までにご来場の上、受付を済ませてください。

\*当日は、事前予約の方を優先して対応いたします。事前予約が無い方は、長時間お待ちいただくか、一度、お帰り頂き、別日にご対応させていただく場合があります。

\*各日、東海税理士会小牧支部所属税理士の派遣を受けます。税理士への対応を希望される方は、お早めにご予約いただきますようお願いいたします。なお、個々の記帳内容の詳細確認までは致しかねます。

■会場 小牧商工会議所会館 4階

■相談員 東海税理士会小牧支部所属税理士、小牧商工会議所経営指導員等

■対象 当指導会は、個人事業者 且つ 中小企業基本法が定める定義に該当する小規模事業者が対象となります。

消費税課税対象者の方

- ・令和4年の売上が1,000万円以上の方が課税対象者です。
- ・令和4年分、令和5年分の決算書(控)・確定申告書(控)もお持ちください。

本則課税の方 (消費税申告書右端欄外に「一般用」と記載)

該当する方は事前予約時にお申し出ください。

簡易課税の方 (消費税申告書右端欄外に「簡易課税用」と記載)

(2月25日以外の日程でお願いします。)

■指導料 当日徴収制(指導日当日に現金にてご持参ください。)にて実施します。

(1)基本指導料(原則 決算書+確定申告書1名分1回につき 支援時間 1時間目安)

| 会議所・青申会会員 又は、<br>会議所のみ会員 | 青申会のみ会員     | 両方非会員又は、<br>小規模事業者でない企業 |
|--------------------------|-------------|-------------------------|
| 1,000円(税込み)              | 2,000円(税込み) | 12,000円(税込み)            |

※確定申告書を2名分作成する場合は、基本指導料は、2名分徴収

※指導回数が複数回に渡る場合はその都度、基本指導料が発生します。

※面談回数も複数回になる場合は、その都度、基本指導料を徴収

(2) オプション指導料 基本指導料に下記金額を加算

| 消費税申告 簡易課税  | 消費税申告 本則課税  | その他、別途追加徴収を必要と判断した場合 |
|-------------|-------------|----------------------|
| 2,000円(税込み) | 4,000円(税込み) | その都度                 |

■持ち物 **※必ず、ご持参をお願いします。**

- ・税務署より送付されている確定申告書、決算書（下書きしたもの）等一式  
**※決算書はパソコン（データ）の持参ではなく、印刷したものをお持ちください。**
  - ・健康保険、介護保険の払込金額の確認できる書類、医療費控除添付書類※  
※医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書に下書きしたもの、医療費通知
  - ・国民年金、国民年金基金、生命保険、個人年金、地震保険の控除証明書、小規模企業共済掛金の払込証明書
  - ・参考のため、前回提出の収支決算書(控)・確定申告書(控)
  - ・指導料 ※現金一括払い（振込・クレジットカード等は不可）のみの対応となります。
- ※各用紙の住所・氏名等記入できる部分は事前にご記入ください。

■予約方法

**完全事前予約制となります。**  
**※予約受付期限：2025年2月19日(水)**

電話にて指導・相談枠をご確認ください。

この際に、消費税につきましては、①本則課税（区分：一般）／②簡易課税／③2割特別適用／④非課税事業者の区分もご確認の上お伝えいただきますようお願いいたします。

**事前予約連絡先：小牧商工会議所 中小企業相談所 TEL:0568-72-1111**

■ご注意

- ・確定申告書等の提出の際には、マイナンバーカードの写しの添付、または「マイナンバーの記載」＋「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。  
**但し、当所では特定個人情報保護法によりマイナンバー記載のある書類に関して指導が出来ません。各書類のマイナンバーは記載せずお持ちください。**

■個人事業者の令和4年分申告期限及び納期限

所得税：2025年3月17日(月) 消費税：2025年3月31日(月)

## ■指導料概要（算出事例）

### ◎指導料算出事例

【事例1】 当所及び青色申告の会員で、確定申告書1名（代表者本人のみ）で指導回数1回、消費税申告が簡易課税の場合

| 会員状況       | 申告書作成件数 | 指導回数 | 消費税申告  | 合計     |
|------------|---------|------|--------|--------|
| 会議所・青申会 会員 | 1件      | 1回   | 簡易     | 3,000円 |
| 1,000円     |         |      | 2,000円 |        |

【事例2】 青色申告の会員で、確定申告書2名（代表者本人及び奥様）で指導回数1回、消費税申告がなしの場合

| 会員状況   | 申告書作成件数       | 指導回数 | 消費税申告 | 合計     |
|--------|---------------|------|-------|--------|
| 青申会 会員 | 2件<br>(本人・奥様) | 1回   | なし    | 4,000円 |
| 2,000円 |               |      | —     |        |

【事例3】 当所及び青色申告の非会員で、確定申告書1名（代表者本人のみ）で指導回数1回、消費税申告が本則課税の場合

| 会員状況        | 申告書作成件数 | 指導回数 | 消費税申告  | 合計      |
|-------------|---------|------|--------|---------|
| 会議所・青申会 非会員 | 1件      | 1回   | 本則     | 16,000円 |
| 12,000円     |         |      | 4,000円 |         |

【事例4】 当所及び青色申告の会員で、確定申告書1名（代表者本人のみ）で指導回数2回、消費税申告が本則課税の場合

| 会員状況       | 申告書作成件数 | 指導回数 | 消費税申告  | 合計     |
|------------|---------|------|--------|--------|
| 会議所・青申会 会員 | 1       | 2回   | 本則     | 6,000円 |
| 1,000円     |         |      | 4,000円 |        |

### ○軽微な会計・税務相談

原則は、決算書及び確定申告書作成に関する軽微なご相談には対応いたします。

但し、設定された相談時間内での対応とするため、細かな仕訳等の対応致しかねます。

### ○軽微な会計ソフト（弥生会計のみ）の使用法相談

各書類をパソコン画面を通し、内容の確認をさせて頂くことや、会計ソフトの軽微なご相談（決算書などの出力など）についてはご対応いたしますが、設定された相談時間内での対応とするため、細かな仕訳等の対応は致しかねます。

### ○自分の確定申告書・消費税申告書の確認（作成）

基本は、相談者が作成したものを確認します。

※当指導会では、e-TAX（電子申請）での申請支援は対応致しかねます。

### ○分離課税（譲渡所得等）は、当指導会では相談対応を行いません。

土地の売買等、分離課税の相談は複雑を極めるため、当指導会では対応致しかねます。

ご相談の場合は、直接、税務署にご確認頂くようお願い致します。



## 税務関連指導会の実施方法の変更について（予告）



2024年度まで、小牧商工会議所・青色申告会小牧協議会の共催にて開催しておりました中間納付指導会、年末調整指導会、消費税・確定申告指導会において、小牧商工会議所経営指導員等が専門家である税理士の確認を経ずに完結させてきましたために、場合によって相談者に有利な取り扱いなどの機会を逃す恐れがありました。

また、運営について行政からの補助対象事業ではありましたが、年々補助金の充当が不可能となり、厳しい運営状況となってまいりました。

そこで、2025年度より実施方法を変更し、税理士の確認を受けた上で提出できるよう変更いたしますので、予めご了承くださいますとともに、ご理解・ご協力の程お願い申し上げます。

### 【変更点】

- ・毎回募集をしておりました参加申込を、年間登録制により、登録された方は全指導会に参加申込する資格は保持した上で、税理士の確認を受けることができます。
- ・各指導会のご案内は、登録されました事業者のみに、当所より直接個別にご案内を差し上げます。

### 【料金の改定】

- ・税理士の配置、補助金が利用できないことにより、登録料を下記の通り改訂いたします。

| 区分                |           | 手数料 (消費税込)   |
|-------------------|-----------|--------------|
| 基本料金              | 小牧商工会議所会員 | 3,300円       |
|                   | 青色申告会のみ会員 | 13,200円      |
|                   | 両方会員      | 2,200円       |
|                   | 両方非会員     | 14,300円      |
| 簡易課税・本則課税         |           | 5,500円       |
| 専従者等確定申告書提出対象者 追加 |           | 1人につき 1,100円 |

2025年4月から適用します。それまでに登録のご案内を差し上げますので、お申し込みいただきますようご案内申し上げます。